

山梨信用金庫

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 (計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日)

職員が仕事と子育てを両立させることができる環境整備を行うとともに、全ての職員がその能力を発揮し活躍できるように、次のように行動計画を策定する。

【目標 1】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員の取得率を50%以上、女性100%にすること

<対策>

- ・令和7年6月～ 職員の各種業務にかかる保有スキルの実態の把握。
- ・令和8年4月～ 各部店における休業者の業務カバー体制の整備を進める。

【目標 2】

管理・監督職の労働者に占める女性労働者の割合を40%以上とする。

※役席者および職能等級4等級以上

<取組内容>

- ・令和7年6月～ 女性管理・監督職の育成に対する研修ニーズの把握のため、アンケート、ヒアリングなどを実施。
- ・令和7年10月～ 管理・監督職育成研修の継続的な実施。

【目標 3】

男女の勤続年数の差を5年以内とする。

<取組内容>

- ・令和7年6月～ 女性職員に対するアンケート等による研修ニーズの把握。
- ・令和7年6月～ 所属長と年2回の面談を継続的に実施。

【目標 4】

全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月2時間未満とする。

<取組内容>

- ・令和7年6月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施。
- ・令和7年6月～ 各部店における問題点を分析、改善策を検討。

以 上